

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物)            第一条 (略)            一〇六十 (略)            六十一 二一(四一エトキシ一三・五一ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類            六十二〇八十三 (略)            八十四 三・四一ジクロロN一「二一(ジメチルアミノ)シクロヘキシル」一N一メチルベンザミド及びその塩類            八五〇百四十五 (略)            百四十六 N一(一フエネチルピペリジン一四一イル)一N一フェニルフラン一ニ一カルボキサミド及びその塩類            百四十七〇二百二 (略)            二百三 メチル二一「一(シクロヘキシルメチル)一H一インドール一三一カルボキサミド」一三一メチルブタノアールト及びその塩類</p>	<p>(指定薬物)            第一条 (略)            一〇六十 (略) (新設)            六十一〇八十二 (略) (新設)            八十三〇百四十三 (略) (新設)            百四十四〇百九十九 (略) (新設)</p>

二百四〇～二百四十 (略)

二百四十一 メチル―フェネチル―四―(N―フェニル

プロパナミド)ピペリジン―四―カルボキシラート及び  
その塩類

二百四十二～二百五十六 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	メチル―フェネチル ―四―(N―フェニル プロパナミド)ピペリジン ―四―カルボキシラート 、その塩類及びこれらを 含有する物	学术研究又は試験検査の 用途(ただし、第一号に 掲げる者における場合を 除き、かつ、人の身体に 使用する場合以外の場合 に限る。)

二百四十一 (略)

(新設)

二百七〇～二百五十一 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(新設)	(略)
(略)	(略)	一―(三・四―メチレン ジオキシベンジル)ピペ ラジン、その塩類及びこ れらを含む物	元素又は化合物に化学反 応を起こさせる用途
(略)	(略)	(新設)	元素又は化合物に化学反 応を起こさせる用途